

岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会設置要綱

(設置)

第1条 国においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から、都道府県や医療保険者に対し、後発医薬品の使用促進に向けた積極的な取組を求めている。

一方、医薬品は、医師が患者の治療上最適なものを処方しているが、後発医薬品は、医療関係者等から品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。

このため、本県においても、県民の後発医薬品に対する理解を深め、後発医薬品の安心使用の促進等を図るため、医療関係者並びに学識経験者・消費者等を構成員とする「後発医薬品の安心使用のための協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について、協議、調整を行う。

- (1) 後発医薬品の安心使用に関すること。
- (2) 後発医薬品に係る普及啓発に関すること。
- (3) 後発医薬品に係る情報交換に関すること。

(組織および運営)

第3条 協議会は、保健・医療・薬事等の学識経験者及び関係団体の代表者等の委員14名以内で構成し、知事が委嘱又は任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議運営上必要な場合は、関係者の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。
- 3 会議に委員が欠席する場合には、代理の者が出席することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部医薬安全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の第3条第1項の規定による最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。